

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 資金移動（第十二条の二―第二十条）</p> <p>第三章の二（第七章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第二条 削除</p> <p>（発行保証金保全契約の内容となるべき事項）</p> <p>第七条 前払式支払手段発行者が締結する発行保証金保全契約（法第十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十一条第二項において同じ。）は、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときは当該前払式支払手段発行者のために当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであることその他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならぬ。</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 資金移動（第十三条―第二十条）</p> <p>第三章の二（第七章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（資金移動業の対象となる取引）</p> <p>第二条 法第二条第二項に規定する政令で定める取引は、百万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引とする。</p> <p>（発行保証金保全契約の内容となるべき事項）</p> <p>第七条 法第十四条第一項の発行保証金につき供託をすべき前払式支払手段発行者が締結する発行保証金保全契約（法第十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十一条第二項において同じ。）は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならぬ。</p> <p>一 当該発行保証金保全契約の相手方が次に掲げる場合に該当する</p>

(削る)

(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により

こととなったときは、当該相手方が当該前払式支払手段発行者のためにそれぞれ次に規定する金融庁長官の命令に係る額の発行保証金を供託する旨を当該前払式支払手段発行者に約していること

イ 当該発行保証金保全契約に係る法第十五条の規定による届出の日の翌日以後次の基準日(法第三条第二項に規定する基準日をいう。以下この号及び第九条において同じ。)の翌日から二月を経過する日(その日前に当該次の基準日に係る法第十五条の規定による届出があったときは、その届出の日)までの間に、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による金融庁長官の命令を受けた場合

ロ 当該前払式支払手段発行者がイに規定する次の基準日の翌日から二月以内に当該次の基準日に係る法第十四条第一項の発行保証金につき供託(発行保証金保全契約の締結及び発行保証金信託契約(法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約をいう。第十一条第二項において同じ。)に基づき信託を含む。)をしなかった場合において、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による金融庁長官の命令を受けたとき。

二 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、当該発行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができないこと。

(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により

発行保証金（法第十四条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（以下この条において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一 直前の基準日（法第三条第二項に規定する基準日をいう。次号において同じ。）における基準日未使用残高（同項に規定する基準日未使用残高をいう。）が千万円以下である場合 供託されている発行保証金の全額

二 直前の基準日における要供託額（法第十四条第一項に規定する要供託額をいう。）が当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額（供託されている発行保証金の額、保全金額（法第十五条に規定する保全金額をいう。）及び信託財産の額（法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。）の合計額をいう。第四号及び次項第二号において同じ。）を下回る場合 供託されている発行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

三 法第三十一条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高（同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払

発行保証金（法第十四条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（以下この条において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 基準日において基準日未使用残高（法第三条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。）が千万円以下となった場合 供託した発行保証金の全額

二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金の額（法第十四条第二項に規定する発行保証金の額をいう。以下この条において同じ。）が基準日における要供託額（法第十四条第一項に規定する要供託額をいう。）を超えている場合 当該超えている金額

三 法第三十一条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高（当該権利の実行の手続が終了した日においてなお存する法第

手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。）が千万円以下であるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した残額

四 権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額

2 法第十八条第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手續が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一 当該払戻しの手續が終了した日における未使用残高（同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところ

三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。）が千万円以下であるとき 当該権利の実行の手續が終了した日における発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した残額

四 権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当該権利の実行の手續が終了した日における発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額及び当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額

2 法第十八条第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手續が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 当該払戻しの手續が終了した日における未使用残高（当該払戻しの手續が終了した日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額と

ろにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下である場合 供託されている発行保証金の全額

二 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超え、当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の額から当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額

3 (略)

(基準日に係る特例)

第九條の三 法第二十九條の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四條及び第二十三條の規定の適用については、法第十四條第二項中「基準日における」とあるのは「基準日(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日が同条第二項に規定する特例基準日である場合には、当該特例基準日を除いた基準日。以下この項において同じ。)」における」と、法第二十三條第一項第一号中「基準期間」とあるのは「基準期間(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日(同条第二項に規定する特例基準日をいう。))の翌日から次の通常基準日(同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。))までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間」とする。

2 (略)

して内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の全額

二 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超え、当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の額から当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額

3 (略)

(基準日に係る特例)

第九條の三 法第二十九條の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四條及び第二十三條の規定の適用については、法第十四條第二項中「基準日における」とあるのは「基準日(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の直前の基準日が同条第二項に規定する特例基準日である場合には、当該特例基準日を除いた基準日。以下この項において同じ。)」における」と、法第二十三條第一項第一号中「基準期間」とあるのは「基準期間(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日(同条第二項に規定する特例基準日をいう。))の翌日から次の通常基準日(同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。))までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間」とする。

2 (略)

(発行保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

2 金融庁長官は、法第三十一条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該前払式支払手段を発行した前払式支払手段発行者(当該前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約又は法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約を締結している場合にあつては、当該前払式支払手段発行者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3～9 (略)

(第二種資金移動業及び第三種資金移動業における資金移動の上限額)

第十二条の二 法第三十六条の二第二項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。

2 法第三十六条の二第三項に規定する特に少額として政令で定める額は、五万円に相当する額とする。

(最低要履行保証額)

第十四条 法第四十三条第二項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業の種別(法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。)

(発行保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

2 金融庁長官は、法第三十一条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該前払式支払手段を発行した前払式支払手段発行者(当該前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約を締結している場合にあつては、当該前払式支払手段発行者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3～9 (略)

(新設)

(最低要履行保証額)

第十四条 法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、千万円とする。

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる資金移動業の種別以外の資金移動業の種別 千万円をその資金移動業者が営む資金移動業の種別（同号に掲げる資金移動業の種別を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二 第三種資金移動業（法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この号、第十七条第一項第一号及び第十七条の三第二項第二号において同じ。）（その資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合（法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合をいう。第十七条の三第二項第二号において同じ。）が百分の百である場合に限る。） 零円

（履行保証金保全契約の内容となるべき事項）

第十五条 資金移動業者がその営む資金移動業の種別ごとに締結する履行保証金保全契約（法第四十四条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十九条第二項において同じ。）は、次に掲げる事項その他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならない。

一 当該履行保証金保全契約の対象とする資金移動業の種別

（履行保証金保全契約の内容となるべき事項）

第十五条 法第四十三条第一項の履行保証金につき供託をすべき資金移動業者が締結する履行保証金保全契約（法第四十四条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下この条及び第十九条第二項において同じ。）は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 当該履行保証金保全契約の相手方が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該相手方が当該資金移動業者のためにそれぞれ次に規定する金融庁長官の命令に係る額の履行保証金を供託する旨を当該資金移動業者に約していること。

イ 当該履行保証金保全契約に係る法第四十四条の届出の日の翌

二 当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による命令を受けたときは、当該資金移動業者のために当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第十六条 (略)

2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 保険業法第三百十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定め

日以後次の基準日(法第四十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この号及び第十七条において同じ。)から一週間を経過する日(その日前に当該次の基準日に係る法第四十四条の届出があったときは、その届出の日)までの間に、当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による金融庁長官の命令を受けた場合

ロ 当該資金移動業者がイに規定する次の基準日から一週間以内に当該次の基準日に係る法第四十三条第一項の履行保証金につき供託(履行保証金保全契約の締結及び履行保証金信託契約(法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約をいう。第十九条第二項において同じ。)に基づく信託を含む。)をしなかつた場合において、当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による金融庁長官の命令を受けたとき。

二 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、当該履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができないこと。

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第十六条 (略)

2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、保険業法第三百十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣



る健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣府令で定める者

二 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により一の種別の資金移動業に係る履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項及び第四項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。

一 当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）（法第三十六条の二第一項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業にあつては法第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。）における要供託額（法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。）が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（供託されている履行保

府令で定める者とする。

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 基準日における要供託額（法第四十三条第一項に規定する要供託額をいう。）が、その直前の基準日における履行保証金の額と保金額（法第四十四条に規定する保金額をいう。）の合計額を下回る場合 当該履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

証金の額、保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。

）及び信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）の合計額をいう。第三号及び第三項第二号において同じ。）を下回る場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

二 当該種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利（以下この号、次号、第四項及び第十九条において「権利」という。）の実行の手續が終了した場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用を控除した残額

三 当該種別の資金移動業の一部について権利の実行の手續が終了した場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した額の範囲内において、当該権利の実行の手續が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額

（削る）

（削る）

二 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十九条において「権利」という。）の実行の手續が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の実行の手續に要した費用を控除した残額

三 資金移動業の一部について権利の実行の手續が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の実行の手續に要した費用及び当該権利の実行の手續が終了した日における未達債務の額（法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。第五号において同じ。）を控除した残額

四 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、次項に定めるとき 供託した履行保証金の全額

五 資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、次項に定

2 (略)	3 前項の場合において、供託者は、次の各号に掲げる場合に応じ、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。	2 (略)	めるとき 供託した履行保証金の額から同項に定める場合に該当することとなった日における未達債務の額を控除した残額
1 一の種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の全額 2 一の種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、前項各号のいずれかに該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額	4 供託者は、その一の種別の資金移動業に係る履行保証金について権利の実行の手続が行われている間は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該種別の資金移動業に係る履行保証金を取り戻すことができない。	3 供託者は、その履行保証金について権利の実行の手続が行われている間は、第一項の規定にかかわらず、当該履行保証金を取り戻すことができない。	(新設)
第十七条の二 法第五十一条の三に規定する政令で定める額は、五万	(第三種資金移動業に關し負担する債務の上限額)		

円に相当する額とする。

(履行保証金の供託等に係る特例)

第十七条の三 法第五十八条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十三条第一項	第四十八条	以下この項及び第四十八条
第四十三条第二項	前項各号	前項

2

法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。次号において同じ。）のみを営む資金移動業者 千万円

二 前号に掲げる者以外の資金移動業者（特例対象資金移動業以外に営む資金移動業の種別が第三種資金移動業（当該資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）である者に限る。） 千万円

(新設)

3 | 三 | 前二号に掲げる者以外の資金移動業者 六百六十六万円  
 法第五十八条の二第一項の規定の適用がある場合における第十五  
 条から第十七条まで及び第十九条の規定の適用については、次の表  
 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の  
 下欄に掲げる字句とする。

第十五条	その営む資金移動業 の種別ごとに締結す る	締結する
第十六条	第四十四条	第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十四条
第十七条第一項	第四十三条第一項又 は第四十六条の規定 により一の種別の資	第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す

	<p>金移動業に係る</p>	<p>る法第四十三条第一項又は法第四十六条の規定により</p>
<p>第十七条第一項第一号</p>	<p>当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）にあつては各営業日をいい、第二種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業にあつては法第四十三条第一項第二号に規定する基準日</p>	<p>直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等</p>
<p>法第四十七条第一号</p>	<p>同条第一項の規定により読み替えて</p>	<p>同条第一項の規定により読み替えて</p>

	<p>算定日における当該種別の資金移動業に係る</p>	<p>適用する法第四十七号第一号</p>
<p>第十七条第一項第二号</p>	<p>法第四十四条</p>	<p>同項の規定により読み替えて適用する法第四十四条</p>
<p>業の</p>	<p>法第四十五条第一項</p>	<p>同項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項</p>
<p>当該種別の資金移動業に係る供託されている</p>	<p>供託されている</p>	<p>特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定</p>

		第十七条第一項第三号			
業に係る履行保証金	当該種別の資金移動 業に係る供託されて いる	業の 当該種別の資金移動	業に係る供託されて いる	法第五十九条第一項	
額	履行保証金等合計	業の 特例対象資金移動	供託されている	同条第一項の規定 により読み替えて 適用する法第五十 九条第一項	する特例対象資金 移動業をいう。次 号及び第三項にお いて同じ。）の





第十七条第三項第二号			
その一の種別の資金 移動業	当該種別の資金移動 業に係る供託されて いる	当該種別の資金移動 業に係る履行保証金 等合計額	当該種別の資金移動 業に係る法
特例対象資金移動 業	供託されている	履行保証金等合計 額	法第五十八条の二 第一項の規定によ り読み替えて適用 する法
を控除した			
の総額（当該総額 が第十七条の三第 二項各号に掲げる 資金移動業者の区 分に応じ、当該各 号に定める額以下			

第十九条第五項	第十九条第二項	第十九条第一項	第十七条第四項	
履行保証金（第一項の申立てに係る種別の資金移動業に係る	第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。）	営む一の種別の資金移動業に係る	一の種別の資金移動業に係る履行保証金 当該種別の資金移動業に係る	
履行保証金	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約	行う	当該履行保証金	である場合にあつては、当該額を控除した

ものに限る。)

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 資金移動業者がその営む一の種別の資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権(既に権利の実行の手続が終了したもの及び為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るものを除く。)に關し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該資金移動業者(当該資金移動業者が履行保証金保全契約又は法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3・4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第五十九条第二項の期間の末日までに供託された履行保証金(第一項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該資金移動業者に

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権(既に権利の実行の手続が終了したもの及び為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るものを除く。)に關し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該資金移動業者(当該資金移動業者が履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3・4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第五十九条第二項の期間の末日までに供託された履行保証金について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該資金移動業者に通知しなければならない。

通知しなければならない。

6  
～  
14  
(略)

6  
～  
14  
(略)